

令和7年 第4回 置戸町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年4月23日 午後1時30分から

2. 開催場所 置戸町役場 第一会議室

3. 出席委員（12名）

2番	井上	一味	3番	松崎	久美	4番	安達	伴子
5番	齊藤	貴浩	6番	樋渡	秀晃	7番	松本	和彦
8番	篠原	正博	9番	溝井	雅幸	10番	大槻	尚浩
11番	野里	光幸	12番	佐藤	秀昭	13番	廣中	和幸

4. 欠席委員 1番 小建 一彦（1名）

5. 議に付した事件

議案第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の
規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

議案第12号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について

報告第2号 事務局職員の任免について

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 田中 耕太

事務局職員 佐藤 準也

事務局長 定刻となりましたので、会長にごあいさつをいただいてから、開会いたします。会長、よろしく願いいたします。

議長 皆さん大変ご苦労様です。この時期は何かとご多忙のところ、ご参集いただきありがとうございます。令和7年度最初の委員会となります。

本日も、熱心な議案審議をお願いし、挨拶に替えたいと思います。

議長 それでは只今より、令和7年第4回置戸町農業委員会議を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、

4番 安達 伴子 委員、 5番 齊藤 貴浩 委員を指名します。

事務局より、諸般の報告をさせます。

事務局長 本日届け出のありました欠席委員は、1番 小建一彦委員の 計1名でございます。

本日の提案議案は、議案第10号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から議案第12号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてまでの3件と、報告第2号「事務局職員の任免について」の1件です。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 それでは、議案第10号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題としますので、議案の1ページをお開きください。

事務局より説明させます。

事務局長 議案第10号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、下記のとおり提出があったので審議を求める。

提出年月日は本日付です。案件は1件です。

理由は賃貸借契約の合意解約です。

現在の状況を記載しています。

2ページから5ページの最適化活動の実施状況では、成果目標として農地の集積、遊休農地の発生防止、新規参入の促進、活動目標として活動日数等について、目標と実績を記載しています。

2ページの土地の集積については、集積率90%を今後も維持する目標内容となっています、新規の集積は0haとなりましたが、これは全く集積が無いという事ではなく、本町では認定農業者に元々集積済みの農地の移動が主となっていますので、認定農業者間である担い手間の農地の移動・集積は滞りなく実施されています。

遊休農地は昨年11月に農地パトロールを実施し、新たな遊休農地の発生は見られませんでした。

新規参入につきまして昨年度はありませんでした。全体の評価としましては、新規参入以外の分野は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」こととしています。

最後のページでは、事務処理件数に記載しています。説明については以上となります。

- 議 長 事務局より、議案第12号について説明がありました。これから質疑を行います。
- 議 長 それでは議案第12号について質疑を行います。何か質疑はありませんか。(なしの声あり)
- 議 長 ご異議なしと認め、議案第12号は、原案のとおり承認いたしました。
- 議 長 次に、報告第2号「事務局職員の任免について」を議題とします。4ページをお開きください、事務局より説明させます。
- 事務局長 報告第2号「事務局職員の任免について」をご説明いたします。4月1日に発令となりました、農業委員会事務局職員の人事異動でございます。
- 早川農地係主事が教育員会に出向し、農業委員会事務局に佐藤農地係長が発令されました、又田中事務局長の農地係長の兼任が解かれています。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議 長 　　ただいま、事務局より報告第2号について説明がありました。
何か質疑はありませんか。(なしの声あり)

議 長 　　それでは、報告第2号につきましては、報告済みと致します。

議 長 　　以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
これで、令和7年第4回農業委員会議を閉会いたします。